

## 中央大学保健体育研究所講演会(Ⅱ)

日 時：2010年11月27日(土) 11時00分～12時30分

場 所：2号館1階 2110AV教室

演 者：坂東 克彦氏

テーマ：スノースポーツの法的問題

ースノースポーツ事故裁判資料の電子化とデータベース作成,  
野沢温泉村スキー場安全条例の制定にかかわってー

自然の雪山を舞台として行われるスノースポーツ(スキーやスノーボード)はスピード感、開放感あふれる魅力的なスポーツである。冬の代表的な野外スポーツとして多くの愛好者が様々なスタイルで滑りを楽しんでいる一方、コース内での衝突事故やコース外への転落事故等が後を絶たないのも事実である。スキー場の安全管理や滑走者の安全意識を高めるための教育は如何にあるべきか？

スノースポーツ裁判の第一人者である坂東克彦弁護士を演者に迎え、①スノースポーツ事故の現状報告、及び、② 2010年11月末に我が国で初めて制定される運びとなった野沢温泉村「スキー場安全条例」の骨子について解説して頂き、スノースポーツの法的問題について理解を深めるための講演会を企画した。

報告者：布目 靖則(野外運動研究班主査)  
武田 作郁

【布目】坂東先生は、新潟県小千谷のご出身です。小千谷といえば、新潟の中でも特に雪深い、そしてスキーになじみのある土地柄かと思えます。

先生は、昭和30年に中央大学法学部を卒業され、その年に司法試験に合格されました。そして、司法修習を経て34年に東京で弁護士を開業されました。翌35年に新潟に移住され、以降、新潟を活動拠点として弁護活動を繰り広げられております。

先生のこれまでの数々のご業績の中でも、特に新潟水俣病(昨日、講演して頂きました)、これは、日本の四大公害裁判の中でも‘先駆け’となる裁判でした。そして、その一次訴訟で歴史的な勝利判決を得られたわけです。そのような本当に日本の歴史に残るような大きな裁判において弁護団の中心となってお活躍されたのが、ここにいらっしゃる坂東弁護士です。

先生とスキーとの関係ですけれども、昭和49年に、新潟県スキー連盟に会員登録されました。その頃から主に浦佐スキー場をホームゲレンデとして本格的にスキーに取り組みされたそうです。スキーでは最高位の資格である全日本スキー連盟指導員資格を取得されています。

そして、全日本スキー連盟教育本部のアドバイザーとして、スキー事故の法的問題や安全管理について、法律の専門家のお立場から長年にわたって指導や助言をされてきておられます。また、スキー連盟刊行の「スキー教程(安全編)」を始めスキーと安全に関わる様々な書籍も執筆されておられます。

今日は手元に盛りだくさんの資料を用意しておりますが、それらの資料全て坂東先生がご用意くださったものです。プリントを参照いただきながら、また会場前方の映写機で写真等もたくさんお見せしたいと思いますので、どうぞこれからの1時間半あまり、(会場の皆様方)たくさんのお有意義な情報を得てください。よろしく願いいたします。

まず、先生のお話を伺う前に10分ほど、私(布目)と、それから一緒に作業をしております武田に時間をいただきたいと存じます。そして、今、中央大学保健体育研究所の野外運動研究班でスノースポーツ事故に関する研究をどのように進めているかということをごく簡単に報告させていただきたいと思います。

保健体育研究所では、坂東先生から、先生がご担当されたスノースポーツ(スキー・スノーボード)裁判の資料を多数いただいております。そして、それらの資料を電子保存していく作業を進めております。電子化作業は、ここにいる武田さんが担当しているので、実際の作業手順や電子資料の活用法等について武田さんから報告させていただきたいと思います。では、武田さん、よろしく。

【武田】 武田です。よろしく願いします。

坂東先生が関わられた、例えば裁判を受任されて代理人として関わられた事件であったり、意見書を提出された事件であったり、それから相談だけで解決した事件もありますし、示談になった事件と様々な態様があるのですが、そのようなものの全ての資料(坂東先生の事務所に保管してあった物)は、数えましたところ154件ありました。現在のところ、そのうちの30件の裁判資料をお譲りいただいて当研究所で電子化の作業を行っております。それについて少し説明させていただきます。

坂東先生が関わられた最初の事件は昭和52年ではないかと思いますが、当時の資料は、手書きのものや青焼きのものがあり、劣化して保存が難しい状態になってきております。そこで、資料の「保存」という点をまず第一に考えて電子化作業を進めることにしました。

さらには、電子化することのメリットとして「検索性の向上」ということがあげられます。お預かりしている30件の裁判資料のうち、一番量が少ないもので1件当たり200ページ、多いものだと2,000ページを超えます。このように膨大な資料を1ページ1ページを検索するのは使い勝手が良いとはいえませんので、電子化することによって、閲覧・検索のしやすさが向上し、活用の幅が広がるのではないかと考えております。

では、実際に少し(作業の成果を)見ていただきながら話をしたいと思います。

スノースポーツ事故データベースということで作っておりますが、ここにあるのが既にスキャナで取り込んだデータになります。例えば、このような形でフォルダに階層分けをし

して(図提示),お目当ての資料がある場合などは,ファイルを開いていただいてすぐ見つかるような状態になっております. また,スキャナで取り込むときにOCRソフトで読み込んでテキストを付けています.さらに,それとは別に文書ごとにキーワードを設定し,日付や文書の種類などによって分類しているので,キーワードや日付で検索することが可能です.例えば,ここに「被告」といれて検索すると,この事件の被告に関する全ての文書が出てくるような形になっています.

また,PDFファイルから先ほどと同じように検索することも可能になっていて,これはファイル名だけではなくて全文検索が可能になっているという点で検索性が高いものだと思います.

今のところ特別なソフトを使ったりしてやっているわけではないので,この程度の作業なのですけれども,これからより使いやすい資料としてまとめていければ良いと思っています.

このような形で資料の電子化を進めているのですが,通常われわれが目にする裁判資料,事故資料というのは判決文が主になります. そうすると,事故の中身について裁判所が判断したことは書いてあるのですけれども,それ以外に関係者の証言やどのような証拠があったのかなど,その他の詳しい事情についてはなかなか分かりづらい,あるいは想像しづらいということがあります.

しかし,坂東先生の資料には,裁判所に提出された書面だけではなく,先生が裁判をやっていく中でメモ書きをされたものなども全て保存されているので,担当された坂東先生の思考に沿って,どのような判断,やりとりがあったのか,どのような経緯を踏んでいったかということも全て分かるようになっております.

そういった点では,このような全ての裁判資料がそろっているということは,事故の分析および安全対策について考える上で非常に有効であると思っています.

私からは以上です.

【布目】今,武田さんから報告がありましたように,非常に膨大な資料でございます. その1つ1つに高い資料的価値があるのですけれども,(資料の)量があまりにも多いゆえに検索が難しいという悩みを抱えておりました. そこで,われわれは,「検索に時間を掛けず,必要な情報を素早く取出せるようにしよう」ということでこのようなもの(図提示)を作ることになりました.

これは,スノースポーツ重大事故と死亡事故のデータベースです. スノースポーツ事故の電子化資料を蓄積して,データベース化したものです.

スライド(図提示)は,そのサンプルです. これまでに444件のデータを蓄積してございますが,全てこのようなカード形式にしてデータ管理しております. 検索の際には,検索語を打ち込みます.例えば,検索語を「子ども」としてデータを探してみまじょうか. 「子ども」に関わるスノースポーツ事故を探したい場合,このようにして検索しますと,該当する事故事例がヒットします. 非常に簡単に検索できます.

例えばこれは、スノーボードでジャンプし着地に失敗して首の骨を折って亡くなった事例の電子ファイルですが、この事故が何月何日の何時頃発生したのか、どこのエリアの何というスキー場で発生したのか、事故はどのような態様(状態)であったのか、という情報を瞬時に探して知ることができます。このような作業を進めて、事故分析に結びつけていこうとしているわけです。

電子化することによって、事故を類型化し傾向変化を探ったりすることが可能になりますので、そのような数量的な分析結果を読み取って今後の事故防止に役立てていきたいと考えています。

私どもの報告はこれぐらいにします。今日は、坂東先生にスキー事故の実際の写真なども多数ご用意いただいております。用意いただいた写真を基に、(講演の)前半では先生からスノースポーツ事故の現状について、後半では野沢温泉村で制定される予定の「スキー安全条例」についてご説明いただきます。この条例は、2日後の11月30日に議会を通る予定です。議会を通れば、スキー場に関わる「日本初」の法令となります。今日は、この条例案作りの中心となって関わられてきた坂東先生ご本人からお話を伺う機会を得たわけですから、まさにベストタイミングですね。条例起案者から直接ご解説いただけるわけですから、どのようなお話を伺えるのか、とても楽しみです。

それでは、坂東先生、よろしくお願いいたします。

【坂東】 はい。

こんにちは。大勢集まっていたいただいてうれしいです。

(中略)

では、本題へ移りましょう。

講演の前半は、今までわたしの所にあった事故の写真などをまとめたものがありますので、それを見ていただいて、そして後半は、野沢温泉村スキー場安全条例について話したいと思います。先ほどご紹介がありましたけれども、今月の30日に野沢温泉村議会で採択され、12月1日施行という予定のものです。来年の1月はオーストリア・ハンガリー帝国のレルヒ少佐が新潟県の高田(現、上越市)にスキーを伝えてちょうど100周年に当たるわけです。わたしも、この100年のけじめあるときを無為に過ごしてはいけない、このときをもって日本の「スキー安全元年」というようにしていきたいという思いからいろいろな人たちに働き掛けて、ついに皆さんのお手元に配ってあります条例案と条例規則というものが提案されることになりました。そのことは後半でお話することにしますが、かいつまんでどのような事故が起きているか、現場の写真でもって頭に入れていただければと思います。

#### Aスキー場 コースアウト女児死亡事故

<p>A町スキースポーツ少年団に所属し、他の団員とともにナイター練習をしていた小2女児(8)が、練習の最後の滑走中、コースアウトし、ロープに接触、頸椎損傷で死亡した。 現場は、スキーコースとスノーボードコースの境界付近で、境界にはコース分離のため、</p>
--

雪面から約1mの高さにナイロン製の縄(トラロープ)が張られていた。事故当時は小雪が降ったり止んだりの天候で、視界は悪くなかった。

これは、Aスキー場のナイター風景です。小学校の2年生の女の子でした。ちょうど翌週には地域のスキー大会に出る予定でして、それまでの地域のスキー大会では、上級生、男の子にも勝るタイムを出していた女の子です。

事故が起きたのは最後、練習のラストランです。10人ぐらいのグループだったのですが、指導員が付いて、上部に集合しました。ここから大体前後10mか20mぐらいの間隔を保って滑ってきて、ゲレンデ最下部のレストランの前に集まるという予定でして、父兄も迎えに来ていましたが、「女の子がいない、どうした?」ということでパトロールが捜したら、倒れている女の子を発見しました。

ここは、圧雪しないスノーボードのエリアなのですが、もちろん圧雪エリアは圧雪車で整備していますから、スノーボードコースと圧雪エリアの間には、はっきりした段差が見えるのですよ。その段差から1メートルぐらい入った所にずうっとロープを張ってあったのです。

これがコースの図面(図提示)ですね。わたしは、裁判になるといつもこのような形でコース長や斜度が何度であるか、そのような図面を正確につくるのですが、このバツテンを掛けた所(図の中央部)に女の子は倒れていたわけです。

それで一番大事なことは、スキーヤーがどのような滑りをしていたか、事故の場合にはそれを見ることです。体の具合が悪いときには、お医者さんが便だとか尿を分析するでしょう。それと同じように、スキーヤーが事故の前にどのような滑りをしていたかというのはシュプールに現れる。シュプールの形態を見れば、どのような滑りをしてこの事故が起きたのかということが分かります。

このときのパトロールは非常に優秀でして、事故があって、その後一旦詰所に帰って、今度はカメラを持ち出してシュプールの後をたどって撮影したわけです。パトロールが来た時のスノーモービルの跡も残っています(写真提示)。

どのように見ますか、このシュプールを。ここが段差ですよ。上から滑ってきて、見えなはずないでしょう。女の子は競技をやっていますから、クローチングで滑っていった。そして、集合場所は写真奥の明かりが見えるレストランなのですよ。なのに、なぜ左のほうへ行ったのか、全然分かりません。そして、段差で、ぼーんと跳ね上がって、そこに張られていたロープに首を巻き付けて即死、打ち付けられて倒れた(写真提示)。

立っていた赤ポールを引き倒すほどの大きな衝撃ですから、これはかなりのスピードで滑っていたということが分かるわけです。

このポールは立っていましたけれども、奥の方が2本ぐらい倒れていました。

ここが倒れた場所で、左側から、ぼーんと飛んで来て、写真中央に棒が倒れておるでしょう。このようになるわけです(写真提示)。この写真は胴と頭の位置が分かるように撮影さ

れています。

事故の跡というのは、雪の状況・斜面状況の変化とともに、消えてしまったり、変わってしまったりします。したがって、その事故の原因が何であったか、そして、このような事故を未然に防ぐためにどのようにしたらいいかということを探るには、起こった事故の痕跡を素早く見ていくという必要があるわけです。

この裁判は、B地裁でずうっと続けておりましたが、残念ながら裁判官が非常にスキーに無理解の裁判官でして、全くもう本当に大変な裁判でした。

しかし、スキー場には全く瑕疵が無いと。上から見れば、段差があるのがちゃんと分かっているでしょう。そして、スキーヤーというのは、前方をやはりよく見て、障害物とかそのようなものが無いように避けなければいけないでしょう。まして、この子は競技スキーヤーとしての訓練を受けているわけですから、一般のスキーヤーよりもスキーについて知っているはずですよ。

しかし、ご両親にとってみれば、かわいい娘を亡くしたわけだから無理もないことだと思いますけれども、その母親や父親の感情にみんなが引きずられるような形で、結局は、この事件に関しては判決というよりも和解という形で、スキーヤーの瑕疵の方が大きかったという内容で決着を付けているわけです。

#### Cスキー場 圧雪車巻き込み事故

スノーボードをしていた男性(21)が、圧雪車と接触して左足が圧雪車後部(ミルの部分)に巻き込まれ、この事故により左足を切断した。圧雪車は当日運休中のリフト降り場付近の排雪作業を行っており、隣接するコースは閉鎖していたが、後方から歩いてきた男性が圧雪車後部に衝突した。男性はスノーボード初心者、圧雪車の周囲には監視員はいなかった。

次は、Cスキー場での事故です。ここ(写真提示)が下へ降りていくコースです。そして、ここからまた、このような形で(写真提示)コースが開けておったのですが、実は、ここのリフトは土曜・日曜には動かしますが、ウィークデーには動かさないわけですね。そうすると、この周辺に新しい雪がたまりますから、土日にむけてお客が来る前にこの周りの除雪をするわけです。

この除雪の作業中に起きた事故なのです。これは、わたしが撮った写真(写真提示)で、ボーダーですけども、ここをこのように滑ってきているのですよ、そして、普通ならこちらにこのように行って下へ降りるか(写真提示)、または、ここからDのほうに、ここにコースがありませんから、手前ですね(写真提示)、Dのほうにずうっと行けるにもかかわらず、それが、ボードを引きずりながらこの新雪を分けながら(写真提示)、こちらのほう(リフト降り場の方)に歩いて行くわけです。

雪上車は、この日の朝、リフト沿い下から上がってきて、まずこのリフト下の雪を脇に上げ

た後に、リフト降り場の周りがある雪を左右に排雪して、その後、リフト降り場付近をぐーっと1回、2回と時計と逆回りに回った。この作業中にボーダーを巻き込んでしまった。これ(写真提示)が、その雪上車ですね。

怖いですね、実際には、このわだちとミルというのですけれども、この間に入ってしまったのですよ。すごく大きな音がするはずですよ。見えないはずは絶対ありません。雪上車のミル(鋭利な鋸のツメがついている)に巻き込まれたからたまったものではないね。

ここなのですよ。これは警察が撮った写真(写真提示)、血液です、これは、血が残っているわけです。

それで、この運転していた方は(A)さんという方ですが、リフト周辺を反時計回りに2回ほど回って、この位置に来た時に、雪上車脇の雪上に赤い物が印されているのに気づいた。実は雪上車で使うオイルには着色しているのですよ、よく分かりやすいように、オレンジや赤の着色をしているので、油漏れしたかなと思って雪上車を止めて下を見たら違ったのですね。びっくりして駆け寄ってみたら、ここに巻き込まれている青年がいたわけで、すぐ救助に回ったと、このようなケースです。そして、この青年は、左足切断ですね。

このように雪上車事故というのは非常に大きな事故になりますので、皆さん方が山へ行つたときには雪上車の近くには絶対に近寄ってはならないのです。

例えばアメリカのコロラド州法を見れば、雪上車とスキーヤーは間隔を、クリーンに保たなければ絶対に近づいてはならない、前後何メートル、脇何メートル以内に近寄ってはならないと定められています。

そして、オーストリアのスキー指導教書には、スキー場においてはスキーヤーよりも雪上車の運行が優先するのだと優先権まで書いてあります。これですね。オーストリアスキー教程(写真・資料提示)。これはすごいですよ。この時代は、ホピヒラーさんが校長ですね。

2にあるのですね。スキー場の雪上車に関する記述で、「間隔を保つ」と。そして、間隔も具体的にメーターまで明記してあるのですね。すごいですよ、オーストリアというのは、間隔を保つ。そうですね、6.には雪上車優先と書いてあります。

## Eスキー場 雪崩死亡事故

Eスキー場南東側斜面(立入禁止区域)を滑走していた男性スキーヤー(58)が雪崩に巻き込まれた。数十名が捜索にあたったところ、約1時間後に雪崩下端のデブリ部分雪中約1メートル地点にて意識不明のまま埋もれている男性を発見、病院に搬送したが、窒息による死亡が確認された。

男性の遺族により、リフト会社の管理責任、同行していた仲間の、リーダーとしての責任、雪崩を引き起こした責任を追及して訴訟提起されたが、一審、二審共に原告の請求を棄却した。

これは、Eスキー場です。F温泉、Fスキー場がこの近くにあります。わたしは、この日、Gスキ

一場に居まして、そのコース点検に行っているときに電話が入りました。「先生、今日、午前中、Eで雪崩事故があった」ということを聞きまして、Gスキー場のパトロールも一緒になって現場にすぐ駆けつけて、夕方着きました。

これがEスキー場のわたしが書いた模式図(図提示)です。このような図面をわたしは必ず作ります。裁判所の判決にも引用されている模式図です。Eのこのコースは、非常に急な斜面です。下部に余分なスペースが無く狭くて、すごくスピードが出るので危険がありますが、わたしは、ここのAコースが大好きなのです。

このスキー場に来ていたグループがいて、(B)大学の(C)教授を中心とするスキー同好会の皆さんなのですが、この人たちは、アメリカあるいはカナダでヘリスキーを経験しているベテラン揃いでして、ファットスキーという普通のスキーより更に幅が広くて新雪を滑りやすいものを持参していました。

前の日は非常に山が荒れてスキーができない状態だったのが、翌日は、からっと晴れ渡りまして最高のコンディション。そこでまず、Eスキー場で新雪滑降の足慣らしをした上でHへ行ってみんなで滑ろうという段取りになっていたわけです。

まず、A' 斜面(Aコース東側斜面)のシュプールの本数を数えると、一人2回ずつ滑ったことがわかりました。2回滑って、3回目にトラバースするのですよ、さらに東へ、A' 斜面をトラバースして、A"斜面(雪崩発生斜面)上方に集まるのですよ。このような斜面を、スキーに来ればいつも滑っていたようで、この日も「さあ、行くぞ」と。

A"斜面の斜度は、測ったところ41度ぐらいありました。とにかくジャンプ台のランディングバーン(着地の所)、ラージヒルとノーマルヒルで36度とか37度ある所がありますが、それよりも急なのです。この斜面は、新雪時、非常に良くて、三浦雄一郎さんとか、そのような方も滑ったことがあるという話も聞いています。

総勢10人のうち3人のグループはA' 斜面側を降りたのですが、あとの7人がこちらのほう(A" 斜面上方)に行きまして滑ってきた。最初は4人ですか、シュプールがあるのですけれども、この人たちは慣れているものだから、非常に老練なスキーヤーがこの位置(A" 斜面上方立ち止り地点)に踏みとどまっています、みんなの滑りを見て、いざとなったときには救助に行かなければいけないという頭があったようです。そして、1人、2人と飛び込んでいった。最初のスキーヤーが女性、次が男性で、全てベテランの方が滑ってくる。そうしたら、亡くなった教授、これもベテランの教授ですよ。「次は、おれが行く」と飛び込んだその教授が、このダケカンバの木(A" 斜面中央)の所まで行ったら雪崩が起きて、先が見えなくなったのですね。

実は、ここ(A" 斜面下部東側)は斜面を造成したのでちょっと土を取ってあるのですよ。最初に滑ったスキーヤーもそれを分かっているものですから、避けるように滑ってきて停止したのです。

しかし、上から見ていて姿が消えたのはダケカンバの木の近辺だから、この辺(斜面下部東側含む)を捜したのでちょっと手間取ったのです。結局は、ここ(最下部)に埋まっておられ



たというようなケースです。

雪崩の幅が71メートル、斜度、上から41度(図提示)。36度、35度と、このようになっています。

これが救助のときの風景(写真提示)。地元の人たちや近くにいたスキーヤーです。このとき、このような形で救助が入った場合に、その捜索の費用とか日当とか、これはやはり問題だというようにわたしは思ったのだけれども、全部これはボランティアでやっているの、わたしもそのことは考えることはやめたのです。

そして、捜して捜して見つかったのです。これが、そのとき行った仲間が撮ったビデオを再生したものです(写真提示)。きれいなシュプールがあるでしょう。4人ここから降りてきて、1人は雪崩上部で止まって、巻き込まれずにすみません。

このようなものですね。同じ間隔を保って、同じようなシュプールを刻むというのは新雪滑降のスキーヤーがみんな考えることのようにです。

そして、わたしが行ったときにGから行ったパトロールは、すぐここに登っていきまして雪面の破断の状況を調べたのです(写真提示)。わたしも気がつかなかったのだけれども、最近、寒暖の差が非常に激しくなっていますから、そうすると一度融けて柔らかくなった雪が再び冷やされると氷状になるわけですね。その上に新雪が積もると、ちょっとした振動で雪崩が起きやすい。これは、そのGから行ったパトロールがシャベルで掘った後、何をやったかという、この雪面の雪温を測ったわけですね。

私は、雪あるいは氷というのは零度だと思っていて、上部も下部も雪の温度というのは同じかなと漠然と思っていたのですが、明らかに違いがあるわけです。ここには、ざらめ雪のような層があったり、新雪層があったり、それが雪崩を引き起こす原因になるわけで、そのことをはっきり勉強させていただきました。そして、降った雪は、そのときの気温を雪の中に閉じ込めてしまうので、同じ雪であっても温度が変わってくるということが分かるのです。

これは、わたしが熊の湯スキー場から翌日撮った写真です(写真提示)。

これも翌日私が撮った写真ね(写真提示)。こちらが片斜面になっていますから、雪崩はこちらへこのように出てくる。この脇でもって3番目の教授の姿が上から見ていて見えなくなったという、さっき言ったのは、このダケカンバです(写真提示)。

入っていく所には明確にこの「進入禁止」の立て札がありました(写真提示)。そこからこのように歩いて行くわけですよ。これは、わたしが当時履いていた板です(写真提示)。このシュプールと板の幅を即、比較しました。「ああ、間違いない。みんなが言っていたとおりに、このグループの人たちは、ファットを付けて新雪滑降のために来たんだ」というのが、わたしにすれば、証拠固めということになるわけです。

これも私が撮った写真で、きれいでしょ(写真提示)。みんなこのようになる。お互いに人のシュプールを踏まないように滑ると、このようなやり方をやるのですね。ここは、1町のスキーの競技場にも使っていた斜面です。ここは、絶対、雪崩が起きない箇所です。

これは、もっと近くで撮った写真ですね(写真提示)。

その後、わたしは春スキーでJへ行っていました。JのK温泉に、ベテランの(D)さんというプロスキーヤーがおられまして、わたしが行ったことを知りまして、わたしの部屋までやってこられたのです。そうしたら、(D)さんがわたしに「先生、あれですよ。Eの事件で裁判が出たようですよ」と。「裁判が出たのはいいのだけれども、スキー場だけではなくて、一緒に行った仲間も被告になってますよ」と、このような話なのです。「えーっ、どうしてだろう」と。そして「実は、一緒に行った仲間というのがこの宿におります」という話で、「何さんだ」「(C)さんだ」と、このような話なのですよ。

翌朝、わたしが(C)さんにお会いしたら、裁判に出されてショックだったのでしょう。階段の所で下を向いて動いておられなかった。それで、わたしは声をかけて、このような者だけでもどうなのだよと言ったら、(C)さんは、「この事件を先生にお願いしたい」と、このように言うわけですよ。「いや、ちょっと待ってくれ」と、複数当事者の代理人をわたしが同時に引き受けることは果たしてどうなのだろうか。「利益が相反するものを1人の弁護士がこれを受けるといことは、利益相反の弁護士倫理規定に反するということになるわけですから、それは原則としてできません」と言った。「結局、この事件については、スキー場の責任をやはり(C)さんは考えるのか」と聞いたところ、「いや、違います。わたしらは、明確に進入禁止の所に入って行って雪崩を引き起こしたのだから、スキー場を相手に回すことは全く考えておりません」というから、「それなら、じゃ、わたしがお受けします」ということになりました。この(C)さんとのK温泉での会合、これでこの事件の全容を知ることができて、結果的には裁判を有利に進めることができたと思います。

裁判所も、この事件は争点がいっぱいあって難しいから和解をやってくれ、和解できないものかということで盛んに和解を勧めたのですけれども、相手方(原告)が決して「うん」と言わなかったことから判決を受けることになりました。

この判決は、非常にすばらしい判決でして、スキー場のルールというものはこのようにあるのだと。まず第1にそこで滑っているスキーヤーが自らの安全を守る、管理すべき義務があるのだということを示しました。そして、それと対応するかたちで、スキー場も安全を確保する責任はあるのだと。しかし、それ以上の、スキーヤーが限界を超えて入って事故を起こしたところまではスキー場は責任を負う必要は無いということを示しているわけです。

今申し上げたことを、後でお話する野沢温泉村のスキー場安全条例の中にも盛り込んでいるわけですが、わたしが言いたいのは、まず、スキー場でのルールというものを守る義務というのはスキーヤーにある。そして、そのスキー場の安全を管理する義務というのは、スキーヤーの義務との対応の中でスキー場経営者にあるのだ。その位置付けを明確にしたのが、このスキー場安全条例です。スキー安全条例の中で、スキーヤーの責務とその後にはスキー場の責務というような順番になっていますのは、そのような意味のものなのです。

#### Lスキー場 リフト乗り場転落死亡事故

Lスキー場ファミリーグレンデ中央第一高速リフト乗場付近にて、小5男児(11)が誤って

リフト格納庫屋上に乗り上げたはずみで約5.4メートル下のコンクリート床に転落,脳挫傷により翌日死亡した。

男児は,ザイラー・リーダーコースで行われる石打スラローム競技大会に出場するため,両親と3人で同スキー場を訪れており,事故時は,友人の女兒とともにウォーミングアップ中であった。

Lスキー場での大会直前にインスペクションに出た小学校の男の子が何を間違ったかコースを外れて,そこから迷走しまして,このリフト乗り場の雪の無いここ(写真提示)に屋根から転落して死亡した事故で,これはM地裁N支部で裁判になった事件です。

分かりますね. これはシュプールです(写真提示).これは, もうコントロールを完全に失った結果だということがお分かりでしょう.だーっと来て,この屋根の上に止まって,板から外れて,ここから下へ転落。

これは,わたしが指示して,この子供のシュプールが分かりにくいですから,現場写真を撮った後で,スプレーで跡をたどって,そしてこの事故はどのようなものであったかというものを確定していく作業を行ったものです(写真提示)。

こちら(写真提示)がコースです.ネットを張ってなかったかな。

男児はファミリーゲレンデ(写真提示)を,写真に矢印で示されたように行くわけです. ここ(写真提示)にリフト乗り場がありますが,こちら(左手前)からこのように滑って,右側にそれていって,ここ(写真提示)に落ちてしまった. このようなシュプールをたどっているわけです。

これが図式化したものです(図提示).右側にそれていって,ここ(太線)にネットを張ってあって,その上のほうから入ってきた。

この事故もスキーヤーの過失が大きかったということで,M地裁N支部で和解で決着しております。

#### Oスキー場 架橋下転落死亡事故

Oスキー場(E)コースにて,スキーをしていた男子大学生(21)が,ゲレンデコース上の橋梁から落下,病院に搬送されたが,頭蓋底骨折により死亡した。

男性は橋上を滑走中,斜度が変化するあたりで急にバランスを崩し,片足が雪面から離れた状態でコース右端のガードレールに衝突,その衝撃で前のめりにネットに突っ込んだ. そして,外側に大きくたわんだネットとガードレールとの間隙から真っ逆さまに転落,橋の下にある砂防壁上のガードレールに頭部を強打し,さらに下のジャンプ台スタート地点まで計約11メートル落下した。

これは,Oスキー場のコースに張ってあるネットです.このように頑丈にやっていたのだけれども,スキーヤーがネットにぶつかって,このネットを外のほうに突き出して,初めはスキ

ーが引っかかって止まっていたけれども金具が外れて頭から落ちて死亡と、このようなケースです(写真提示).

だから、ネットというのはきちんとやる.ここが破れていますね(写真提示).ここに手袋です.写真の矢印のように来て、ここから突き破って転落(写真提示). 道が狭くなっていますよ、という標識があります(写真提示).

写真のように来て、ここにぶつかった. 「おい、何してんだ、おまえら」と言って仲間たちが来たときに金具が外れて転落(写真提示).

ここから落ちて、ここにOのジャンプ台があるのです(写真提示).

#### Pスキー場 立木衝突死亡事故

Pスキー場第1リフト付近のゲレンデにおいて、男性スキーヤー(43)がコース内の松の木に衝突、脳挫傷等により9日後に死亡した。

事故のあったゲレンデは、斜度10度程度の緩斜面で、多くの人がゆっくりとしたスピードでスキーを楽しんでいる初級者用コースである。松の木はゲレンデ中央部に位置していたが、松の木の位置、大きさ、その周囲の状況からすると、視認性が高く、衝突しやすい位置や状態に置かれているということにはなかった。

これは、Pですね.若い男性が松の木に衝突して死亡したケース。

それで、1回スキー場を見てくれと言われて行って見て、このスキー場を見て、わたしは驚きました。これをスキー場と言えますか。スキー場ではなく、まるで遊園地ですよ.なぜこのような所へマットを巻く必要があるのか。リフトを降りた所でぶつかっても擦過傷ぐらいで済みますよ。なのに、事故の後、マットが無かったと言われたため全部巻き尽くした。これでは片付けるのも大変でしょう(写真提示).

このような所にて楽しいですか。自然の木は自然のままに。これは黒松の木ですが、松は動かないのです.動いているのはスキーヤーなのです。松は動いていないのに、スキーヤーがミスをするからぶつかるのだ、ということをおわたしは言い続けています。

これは、この緩斜面の平面図です(図提示).

#### Qスキー場 ツリーウェル転落死亡事故

男性スキーヤー(69)が滑走中コース脇にある、ツリーウェル(木の根もとのくぼみ)に転落した。友人がパトロールセンターに通報したが、パトロールが到着した時点で意識、呼吸、脈拍がなく、搬送先の病院で死亡が確認された。

警察の調べでは、スキーヤーが木の近くを滑走した際、平らな雪面が突然くぼんで転落したらしく、木が発する熱で幹周辺に積もった雪がゆるくなり、落とし穴のようになって見ている.事故当時スキー場の積雪は約4.8メートルだった。

これは、Qスキー場ですね(図提示).

ここにも皆、マットが巻いてあったので、わたしが取らせました。マットは要らないでしょう。先ほど話したように、木にぶつかるのは、スキーヤーの責任なのだから。

これはブナの木ですね(写真提示)。ブナの木の下に深い井戸のような穴が空くことがある。ここに大学の先生が頭から落ちました。最初は、板で塞がれていたのですが、その靴が外れて、ずくっと下に潜って窒息死です。

この写真で重要なのは、ストックですね。間違いなく、この方は新雪に入るときにストックの手革をはめたままだった。深雪にうまったときに、まず回の周りを確保するということが必要ですけれども、それができない、雪が取れないままに窒息死ということになったことは間違いありません。新雪、吹雪のとき、あるいはパトロールの方(例えば豪雪エリアのGスキー場などのパトロール員)は手革を切っています。

靴の裏が見える(写真提示)。これはパトロールも大変です。

この木の下です(写真提示)。

これがその方が履いていたフランス製の板です(写真提示)。

### スキー場の景観問題

わたしが最初に見たとき、このような木にマットが巻いてあるのです(写真提示)。ここにどうして巻く必要があるのか。

スキー講習会の度にこの写真を使って「何でこんな所にマット巻く必要があるの?」と言ったら何年後にマットは取られました。冬でもマットの無い松の木が立っています。きれいです。

マットはいいけれども、手前の雪が剥げた部分に来て転んだら誰が責任を負うのかと言いたくなりますね。

これがマットの無い風景(写真提示)。いいでしょう。

### Rの事例(滑走禁止区域の開放)

これは、S山ですね(写真提示)。R.ここもいいスキー場です、寒いけれどもね。

Rでは雪崩多発地帯がありまして、雪崩を管理している皆さんでハザードマップというのを作って、これを旅館などに置いてスキー場に来る皆さんに注意を呼び掛けているということです(写真提示)。というのは、既に2回雪崩が起きていまして2人ぐらい亡くなっているかな。Tという沢です。

パトロール隊長の(F)さんという方が熱心で、これはイギリス人だっと思いましたが、外国人がよく入っていくものだから、外国人に対してもいろいろなアドバイスをしています(写真提示)。

(F)さんです(写真提示)。すごいです、この人の活動というのは。

この右端は、(G)ホテルの当時の支配人ですね(写真提示)。この左端もパトロールです。

このようなクラックだとかの危険がありますが、去年から開放されることになりました。パトロールがまず安全を確認して、そして何人かの方をパーティーで、パトロールが先導しながら滑る。そして、集まってきたスキーヤーに対して、パトロールが、山のスキー場というのはこのようなものだということをレクチャーした上で滑っていただくということを繰り返しています。

危険が潜む場所もあえて開放しようと、危険な山ほどまたスキーの魅力も大きい(これは、ある人がわたしにそのように言ってくれたのですけれども...).6~7年掛かって、ようやく開放にまでこぎ着けました。特に、U町とかR町、それからV、この辺でもいろいろ問題、抵抗もあったのですけれども、逆にそこに参加した人たちは、スキーというものはこのようなスポーツなのだとは本当に分かった、そのような所を滑って勉強になった、という報告をいただいております。くれぐれも安全に気をつけてやる必要があると思いますけれども。

ここについては、わたしは6年ほど前から相談を受けておりますけれども、野沢温泉の今度の条例の話をお話をわたしがしたところ、U町、R町の職員の方がVでもやりたいという形でね。だから、これが成立しますと全国的に影響を及ぼすだろうというようにわたしは期待しております。

それでは、話を野沢温泉スキー安全条例のほうに移します

何処をどんな方法でどう滑ろうと、本来、スキーヤーの自由である。しかし、公共のスキー場として管理されているスキー場においては、スキーヤーは、自身と他の滑走者の安全を守るべき義務と責任があるのであるから、その行動が良識と常識、ルールとマナーに従うことが求められる。

スキーヤーが守るべきルールには、①スキー場が定めるローカルルール、②国内スキー等安全基準(全国スキー安全対策協議会)、③ 国際スキー連盟(FIS)のスキーヤーの行動規範、がある。

これまで日本には、コロラド州法(米国)のような、(法的な拘束力を持った)スキーに関する法律はなかった。

### アメリカの事例(コロラド州法)

今、写真を交えてお話しした中で、スキー場ではどのような事故が起き、どのような裁判が起こされているかということが大体お分かりになったと思います。

ところで、わたしは、数年前にアメリカのコロラド州のウインターパークスキー場という所に行きました。そのウインターパークでは、1週間ほどパトロールと一緒にスキー場を回って歩きました。皆さんに(資料として)お配りしている「コロラド州スキー安全条例」は、このとき日本へ持ち帰った原文を有識者と一緒に翻訳したものです。アメリカの法律の文章というのは非常に難しいので、できるだけ分かりやすいように訳しています。実は、コロラドに行くと、わたしは相当ショックを受けました。アメリカというのは、もうここまでやって

いるのかと。「コロラド州スキー安全条例」には、スキーヤーの義務、スキーの危険、スキー場の管理者の責任というのが本当に事細かに書いてあります。それに比べると日本は一体、どのような状態なのかというギャップが、わたしがショックを受けた理由です。そして、いまだにそのショックを引きずっております。

### スキー安全条例の精神=スキー場の安全は、管理者と滑走者との共同作業によって成り立つ

一昨年1月に菅平スキー場で、布目先生と一緒に大学の先生方の講習会「大学スキー指導者研究集会」というのがあって、そこに講師として招かれました、そこで、わたしが強調したのは、今、日本のスキーヤーは、一般の世間の人と同じように自分のミスは全て棚上げして、みんな人の責任に持っていくのだということなのです。それではいけないのだと。

これまでのスキー場の安全対策というのは、「もし事故が起きて裁判が出されたらスキー場はどのようにするか、うんぬん...」という受け身の対応が中心でした。しかし、「本当の安全対策というのは、そのような受け身であってはならないのだ」「スキー事故を無くすには、スキー場とスキーヤーとの共同作業が必要なのだ」ということをずっと考え続けていました。そうした精神をこの安全条例の中に生かすべく精一杯努力しました。

それで、安全条例を読むに当たって、ぜひ強調しておきたいことを項目別に申し上げてみたいと思います。

### スキー安全条例の位置づけ

スキー場における事故の責任を判断する基準としては、全日本スキー連盟や職業スキー連盟、その他リフト業者等、学識経験者を含めて作り上げました皆様のお手元にある「国内スキー等安全基準」があります。裁判になりますと、わたしはいつも「国内スキー等安全基準」と「国際スキー連盟(FIS)の『スキーヤーの行動と安全』」を証拠に出しまして、「スキーというものは、様々な危険はあるけれども、その危険を判断しながら、危険を回避しながら行うスポーツなのだ」「端的に言えば、スキーヤーは自分が見える範囲内で止まったり、曲がったりしなければならない、できなければならない、それがスキーヤーなのだ」と強調してきました。例えば、先ほどのAスキー場の例のように暗かったり視界が悪ければ、見える範囲内で止まらなくてはならないということになります。このような方向で裁判例ももう既に出ておりまして、それがスキーヤーとしての最低限の責務であります。

そのようなことを規定しているのが「国内スキー等安全基準」と「国際スキー連盟(FIS)の『スキーヤーの行動と安全』」です。スノースポーツが国際化していく中で、それに関するルールというのも、どこかの国とここの国とでルールがばらばらであって良いということにはならない。国や地域を越えていろいろなスキーヤーが交流していますね、選手レベルでも一般スキーヤーレベルでも。こうした状況にあっても混乱を来さないよう、ルールは一つであるべきだというように考えられます。したがって、そのような方向に持っていかねばいけない。今ある国内あるいは世界のルール(「国内スキー等安全基準」や「国際スキ

一連盟(FIS)の『スキーヤーの行動と安全』)と今度作る野沢温泉村スキー場安全条例も一体のものとして位置付けるというのが大きな点であります。

### スキーヤーと自己責任

それと、これは、今まで裁判になって、なまじスキーというのは自己責任のスポーツなのだという事を言いますと、訴えているほうの弁護士は「自己責任というのはスキー場が自分の責任を逃れるためなんだ」と必ずそのように言ってきます。それで、わたしは裁判では自己責任ということはめったに言わなかったのですが、条例の中では「自己責任において滑るのがスキーだ」ということを明確にしました。条例では、「スキーは自己責任のスポーツである」ということを申し上げてあると思います。

まず、安全条例のほうを見ていただきたいと思います。案で、まだ成立していませんが、これが29日に成立する中身になると思います(2010年12月30日成立、同年12月1日施行)。

### スキー安全条例のポイント

第1条、目的ですね。スキー場における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにする事を目指すものだという位置付けです。

そして、国内スキー等安全基準とか国際連盟で定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドラインとこれを一体のものとして守らなければならない、という位置付けを第2条で行っています。

第3条は、雪上スポーツの特質ということでありまして、スキーヤーには様々な危険が存在すると。気象条件、それから斜面、雪質、コースの変化、混雑状況に自己の技量、技術を対応させて、スピード・進行方向をコントロールしながら滑走し、自己および他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任の下で行われるのがスキースポーツであるということ宣言させていただきました。

そして、第4条もスキーヤーの責務として同じようなことを定めています。

第5条は、スキースクールおよびスキークラブの責任。大学でスキーを指導する人たちも、このグループに入ると思います。「スクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない」。今までのスキー指導というのは、ややもすればテクニカルな、スキー技術向上という点に重きが置かれてきたのですが、そうではいけない。やはり生徒の身体や命を守るという、安全というものを抜きにして技術というものはないというようにわたしは考えておりますので、その辺りをきちんとしていく必要があると思います。

もう一つ重要なのは、第7条です。「野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない」というように、特にこれは、わたしが強く注文して入れてもらったものです。といいますのは、今までのスキー場の安全といいますと、事故があると呼び出されるのはリフトの運転者なのです。リフトの運転者には、運輸省(現、国交省)によって定められたリフト



運行の技術訓練とか、様々な講習が課されているけれども、スキーの安全に関する講習会は、まず受けていないのです。だから、リフトやスキー場の施設の安全の問題とスキー場全体の安全問題というのは別なのですが、それがはっきりしていない。これまで無かったのです。

したがって、野沢温泉村においては、独自のスキー場安全対策委員会を作って、事故があったら、先ほどからわたしが言うておりますように、この事故の原因は何であるか、事故を無くするためにはどこか改善すべきところがあるか無いか、あるいは一切の責任の前面に出て安全対策のトップが警察署や検察庁とも対応するということを決めたのが一番大事なところで、この安全対策委員会を設置というのは、そのように機能することを期待して作った条文です。

あとは、第9条、これは雪上車の関係です。

それから、あとは罰則の問題。アメリカでは、酔っ払ってコントロールが利かない滑走をしたり絶対入ってはならない所に出ていったときには、罰金が科されます。わたしがコロラドに視察に行っている最中に罰金が3万円から10万円に引き上げられました。日本でも罰金はどうなのか、条例でいきなり罰金まで作るというのはどうかというのがあるので、「注意規定」のような形で作らせていただきました。スキー場の秩序を乱したり、乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、またはスキー場は退去命令、場合によってはリフト券を取り上げるというような、実際、現場は大変だと思いますけれども、そのような根拠をこの条例の中に盛り込みました。

それから、先ほどのEの雪崩事故のように、遭難捜索費用というのがありますが、それもこの11条に入れました。捜索を受けた場合には、その費用を弁償しなければならない。法的には事務管理の費用ということになるのではなかろうかと思われます。

それから12条、これも重要です。環境保全の問題です。先ほどのPのあの松の木に巻き付けられたマットとかWのマットの写真をお見せしました。良好な景観の保全が必要です。つまり「スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次代に残すため、その保全に努めなければならない」ということです。長野オリンピックのときにも白馬八方尾根でこの問題が出てきたと思いますが、環境問題は今日、非常に大事なことです。スノースポーツには、自然によって都会におけるストレスを解消し、心身が癒されるという効果がありますが、立て看板やマットやロープだらけの(景観がよくない)スキー場に行っても癒されることは無いはずで。そのような意味で、自然環境問題(スキー場の景観の問題)も条例の中に入れました。

もちろん事故に遭ったときには、この13条の通報及び援助義務というものがそこにあるわけです。

あとは規則の問題で、今の条例、これは読んでいただければいいと思いますが、条例の中身を規則という形で作っています。飲酒、薬物の影響がある状態でリフトに搭乗し、または滑走してはならないとか、雪上車への接近について、十分な休養とともにヘルメットを着用してほしい。あるいは、スキー場ガイドブックについてなど、それからガイドブックには英語

だとか、場合によっては中国語、韓国語も含めて国際化の状況を反映するような案内、ガイドを作らなければならないと、このようなものを含めているわけです。

これで終わらせていただきますが、資料がいろいろあるので、じっくりお持ち帰り願って、これからのスキーの安全をひとつ考えていただくと同時に、野沢温泉村条例が近く成立いたします。その中身を含めて、皆さんのスキー行動の中に生かしていただければ大変有り難いです、よろしくお願いします。ありがとうございました。

## 質疑応答等

【会場】最近、死亡事故の場合どのぐらいの賠償責任金額と分かりますか。

【坂東】金額はですね……交通事故の場合が基準になっています。

今までの例を見ますと、先ほど話した雪上車事故、向こうの弁護士は2億円請求してきました。結局、示談で5,000万弱で終わりましたね。

その他の事故も、大体保険が出ていますから5,000万ぐらいが限度ではないでしょうか。5,000万をもらってもご遺族にすればやり切れないと思いますね。特に子どもさんの事故が無いようにしていただきたいと思いますね。

【布目】ありがとうございます。

本当に盛りだくさんのお話で、わたしのほうであえてまとめる必要もございませんでしょうし、その力も無いのですけれども、例えば今日お配りしました安全条例たたき台、2番めに厚い冊子の6ページ辺りをご覧くださいませでしょうか。

これの第7の所にスキー学校、スキー授業、指導者の責務について書いてあります。ここに集まっているのは、大学の先生方や学生さんだと思いますので、特に関わりが深いところかなと思います。

スキー場はスキーヤーからお金を得て営業をしているわけで、そのような意味では商業サービスとしてしっかりと安全管理をするというのは当然のことなのですけれども、しかしながら、われわれ滑り手、スキーヤーは、その安全というものは全てスキー場管理者がやってくれるものだというふうにぜひ誤解しないようにしたいということです。

先生のお話にもありましたけれども、スキーヤーの安全意識、自己責任というのは非常に大事だということです。

われわれが、授業として、あるいはサークル活動としてスキーを楽しむ場合、そのような安全滑走の意識を強く持つということが大事なのだろーと思います。

まずは、個人の自覚が必要です。学生の皆さんは安全な滑走をしっかりと学ばなくてはなりません。そのためには、指導者が教育システムの確立(スキーに関する安全教育)をしっかりとやっていかなければいけない。安全管理と滑走者の安全意識、安全教育というものがマッチしたときに、初めて総体としての安全が確保、担保されてくるのではないかなというように個人的に感じております。

短い時間ではありましたが、貴重なお話をたくさん聞かせていただきました。坂東

先生に改めて感謝の意味を込めて拍手をしたいと思います。本当にありがとうございました。

#### 演者紹介:

坂東克彦氏(弁護士,全日本スキー連盟教育本部アドバイザー)

1933年新潟県生まれ,中央大卒.司法修習後,'59年に東京で開業.総評弁護団に加わり,三井三池争議などの事件を手がける. '63年から新潟に移り,'67年に新潟水俣病一次訴訟弁護団幹事長,'71年に一次訴訟で勝利判決. '77年新潟弁護士会会長,日弁連理事. '82年新潟水俣病二次訴訟弁護団長.新潟大学や東北大学での講師歴がある.2003年に旭日小綬賞,2010年11月に新潟県知事表彰を受ける.

全日本スキー連盟公認指導員資格を有するとともに,スキー連盟の法律顧問として「日本スキー教程(安全編)」等の執筆に携わる.これまで数多くのスノースポーツ裁判を手掛ける.

#### 付記

文中のマスキング(記号に置き換えて表記)要領は、以下の通りとした。

- ・地名=アルファベット
- ・施設名・機関名・個人名=( )付きアルファベット

## 野沢温泉村スキー場安全条例(最終案)

### (目的)

第1条 この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場(以下「スキー場」という。 )におけるスキー場利用者(以下「スキーヤー」という。 ),野沢温泉村(以下「村」という。 )及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号)第10条第1項により指定を受けた者(以下「指定管理者」という。 )の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

### (遵守義務)

第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準(以下「本条例等」という。 )を遵守しなければならない。

### (雪上スポーツの特質)

第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

### (スキーヤーの責務)

第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

- 2 スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指示に従って行動しなければならない。
- 3 スキーヤーはリフト搭乗にあたり、リフト乗り場に掲示してある注意事項及び運営管理規則を遵守しなければならない。

### (スキースクール及びスキークラブの責務)

第5条 スキースクール及びスキークラブ(以下「スキースクール」という。 )は本条例等が円滑に実施できるよう、協力しなければならない。

- 2 スキースクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない。

(競技者の責務)

第6条 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないゲレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。

(村の責務)

第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

2 村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。

(指定管理者の責務)

第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

2 指定管理者は、索道運行に当たり本条例等を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従わなければならない。

(雪上車管理者及び雪上車運転者の責務)

第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車(以下「雪上車」という。)の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

(入場の禁止等)

第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁上し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(搜索救助費用の弁償)

第11条 スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により搜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

(環境と景観保全の義務)

第12条 スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次代に残すため、その保全に努めなければならない。

(事故等の通報及び援助義務)

第13条 第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者,発見者及び目撃者(以下「事故の当事者」という.)は,パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに,けが人を援助しなければならない.

2 事故の当事者は,自己の所在を告げなければならない.

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,村長が別に定める.

附則

この条例は,平成22年12月1日から施行する.

## 野沢温泉村スキー場安全条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、野沢温泉村スキー場安全条例(平成22年野沢温泉村条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (スキーヤーの遵守事項)

第2条 条例第4条第1項に規定する安全の確保は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 気象状況、コース状況を常に把握し、標識・場内放送に注意しなければならない。
- (2) 作業中の雪上車へ接近してはならない。
- (3) 飲酒・薬物の影響のある状態で、リフトに搭乗し、または滑走しないよう努めなければならない。
- (4) 十分な休養を取るとともに、帽子またはヘルメットを着用するよう努めなければならない。

### (指定管理者の安全対策)

第3条 条例第8条第1項に規定する安全対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ガイドブックの作製にあたっては、次の事項を明記しなければならない。
  - ア 野沢温泉村スキー場安全条例が適用されていること
  - イ コース、ゲレンデの初級者・中級者・上級者別による識別
  - ウ スキー場利用規則及びリフト利用者への注意書き
  - エ スキー場管理事務所、スキースクール、リフト券売所、スキーヤーが最初に搭乗するリフト・ゴンドラ乗り場及びパトロール本部及び詰所の所在
  - オ 緊急時の連絡先の所在と電話番号
  - カ 傷害保険への加入の勧め
  - キ 日本語のほか、英語により表記された案内
  - ク 日本語、英語のほか、中国語等による案内に努める
- (2) 条例第7条第1項に規定するスキー場区域内において、立入禁止区内、滑走禁上区域を設けた場合は、看板等により表示し、必要に応じて場内放送によりスキーヤーへ周知しなければならない。
- (3) スキー場運営安全基準を作成しなければならない。

### (弁償費用)

第4条 条例第11条に規定する弁償費用は、指定管理者、野沢温泉村避難対策協議会及び村が要した経費とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は,交付の日から施行する.

(経過措置)

2 この規則の施行の際,現に作成されているガイドマップは,当分の間使用することができる.